

## 船舶事故調査報告書

平成30年11月7日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成30年3月11日 08時45分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市湯之尻漁港北方沖 湯之尻港第1防波堤灯台から真方位018° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯40° 00.3′ 東経139° 45.8′）
事故の概要	漁船第三十八さち丸は、漂流中、火災が発生した。 第三十八さち丸は、沈没した。
事故調査の経過	平成30年3月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八さち丸、4.9トン AT3-8853（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×3.06m×1.01m、FRP ディーゼル機関、375kW（動力漁船登録票による）、平成7年4月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 26歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年12月3日 免許証交付日 平成26年3月25日 （平成31年3月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室等に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約1m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網の揚網作業を終了し、平成30年3月11日08時00分ごろ湯之尻漁港北方沖6M付近の漁場から同漁港に向けて帰航を開始した。 船長は、08時25分ごろ湯之尻漁港北方沖3M付近において、操舵室前方にある煙突から出る排気ガスに異常を感じ、主機の潤滑油が不足しているのではないかと思い、機関室で潤滑油の補給を行った。 本船は、約7～8ノットの対地速力で航行を続けたところ、煙突から出る排気ガスに変化がなかったので、船長が不安に感じて08時4

	<p>0分ごろ携帯電話で僚船に連絡をとってえい航してもらおうことにし、主機を中立運転として湯之尻漁港北方沖で漂泊することとした。</p> <p>船長は、08時45分ごろ前部甲板でえい航ロープの準備をして操舵室に戻ったとき、操舵室前部左舷側にある機関室出入口の引き戸（以下「本件引き戸」という。）の隙間から黒煙が出ていることに気づき、本件引き戸を開けた。</p> <p>船長は、潤滑油の燃えるような臭いを感じ、出火元は分からなかったが、主機の上にある排気管付近で火が上がり、機関室に備えられていた自動拡散型消火器が作動しているのを認め、黒煙が吹き出して身の危険を感じたので、救命胴衣を着用して操舵室の外に避難した。</p> <p>船長は、前部甲板で救助を待っていたところ、08時50分ごろ付近で本船を目撃した漁船に救助され、その後、別の漁船に移乗して湯之尻漁港に帰った。</p> <p>本船は、僚船が来援してえい航しようとしたが、ロープが燃えてえい航することができず、その後、通報を受けて来援した巡視船が監視中、11時26分ごろ沈没した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船（事故発生前） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>主機は、過給機付4サイクル6シリンダ機関であった。</p> <p>本船は、船体中央部に操舵室があり、操舵室の下に機関室が配置され、機関室左舷側の引き戸及び本件引き戸からそれぞれ機関室へ出入りできるようになっており、機関室には火災探知器がなく、油缶、スプレー缶等の可燃物は置かれていなかった。</p> <p>船長は、出港前に機関室の発航前点検を行っていなかった。</p> <p>船長は、本事故発生日以前、主機及び過給機に異常を感じなかった。</p> <p>船長は、機関室で主機の潤滑油の補給を行った際、同室に油等の漏えいがなく、異常を認めなかった。</p> <p>船長は、操舵室に持運び式消火器が備えられていたが、避難するのに精一杯で、消火活動を行う余裕がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、湯之尻漁港北方沖で漂泊中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、本件引き戸を開けた際、潤滑油の燃えるような臭いを感じたこと、及び排気管付近で出火を認めたことから、機関室内で漏えいした潤滑油が、機関室内の高温箇所等と接触し、出火した可能性があると考えられるが、本船が沈没しており、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>本船は、機関室に備えられていた自動拡散型消火器が作動したが、主機が運転状態であったことから、消火剤が主機の過給機吸気口から吸い込まれた可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、本件引き戸を開けたことから、消火剤が噴霧された後の密閉状態が保持されず、消火剤の効果が十分に得られなかった可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、湯之尻漁港北方沖で漂泊中、機関室から出火したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関室の火災発生に気付いた際には、速やかに主機等を停止すること。</li> <li>・ 扉を開ける場合には、最小限の開度として自動拡散型消火器及び持運び式消火器から噴霧される消火剤の効果を妨げないこと。</li> <li>・ 小型船舶には、火災探知装置を設置することが望ましい。</li> <li>・ 出港前に発航前点検を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

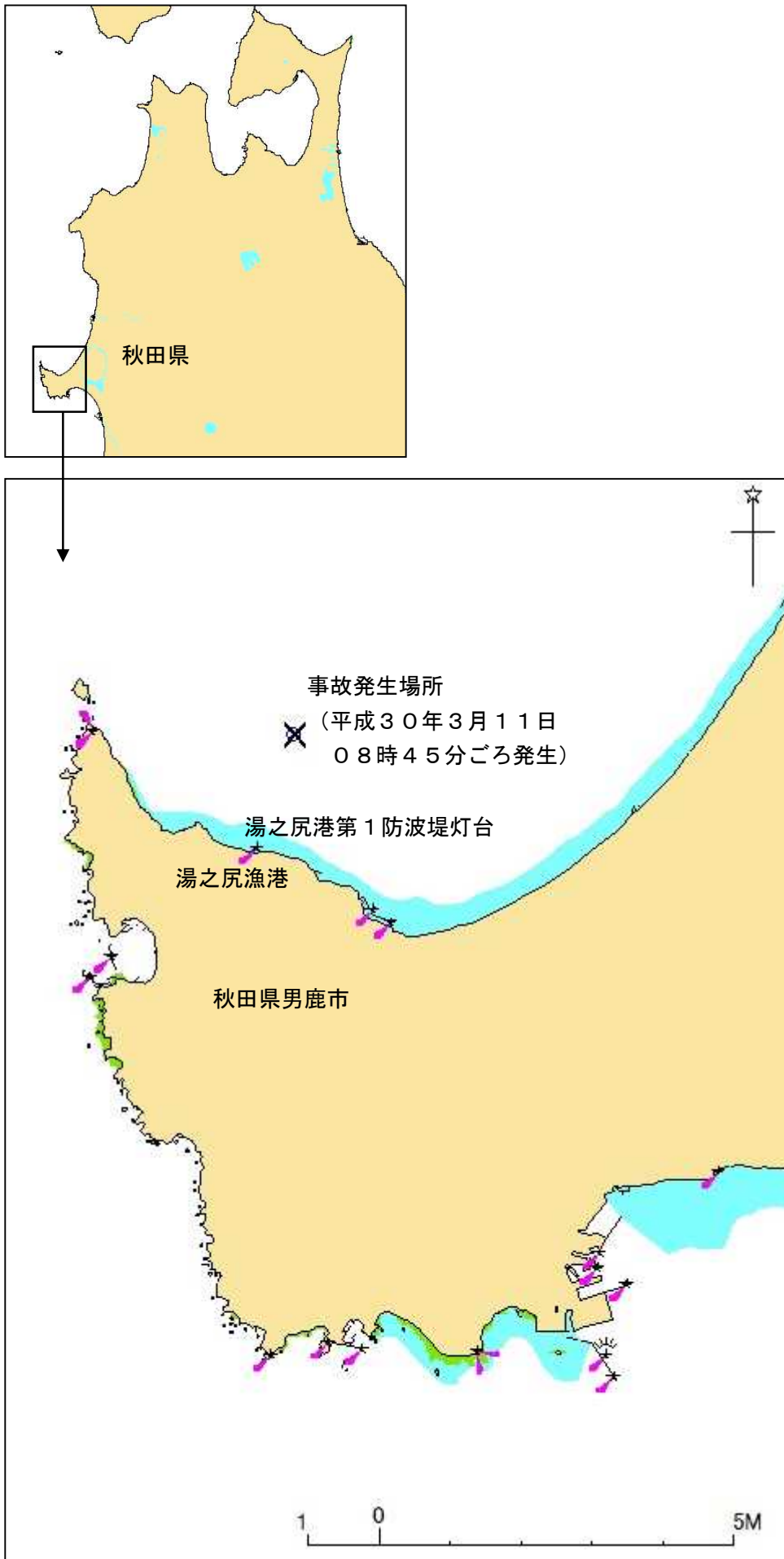


写真1 本船（事故発生前）

